

目 次

	ページ
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	2
監査委員公表	
定例監査結果の公表について	3
辞 令	
事務所長の任免について	4

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 品 田 宏 夫

組合議会議員

退 任 加 藤 尚 登（長岡市議会議長） 令和 7 年 5 月 12 日

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合の定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 高 橋 邦 芳

新潟県市町村総合事務組合監査委員 齋 藤 秀 雄

1 監査の対象

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般

2 監査の実施日

令和 7 年 5 月 29 日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること。
- ・最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること。

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般について、事務局から提出された資料、提示のあった関係書類等及びこれらに係る事務局の説明に基づいて、証憑突合その他の監査手続を実施した。

5 監査の結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 7 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 品 田 宏 夫

令和 7 年 3 月 31 日付け 湯沢町事務所長を免ずる 長 澤 輝

令和 7 年 4 月 24 日付け 湯沢町事務所長を命ずる 田 村 雅 和